

重要

平成21年 7月

会 員 各 位

JU 札幌

オートオークション規約・運用の一部変更について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、JU札幌オートオークションに対して格別なるご愛顧を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、表題の通りオークション規約・クレームペナルティ裁定基準の一部変更を致します。
今後下記の内容にて運用することとなりますので、お知らせいたします。

敬具

記

【 施行月日 平成21年 8月 6日より ①～② 】

① 第23条 クレームの範囲 (JU北海道オークション規約 抜粋)

2. 落札価格が20万円までの車輛、補修費が国産車2万円、輸入車3万円(いずれも工賃含む)までの車輛についての苦情は受け付けない。

ただし、走行キロが10万キロ米以上で、落札価格が30万円以下の車輛はノークレームとする。

追加として、虚偽のあるもの、重大3項目(エンジン・デフ・ミッション)は苦情を受け付け、ノークレームとしない。

《 変更1 》 重大3項目受付基準

重症なもの「JU札幌クレームペナルティ裁定基準」(3～4ページ) 定義変更

現 行

「重症なもの」とは	
◎エンジン	ピストン・メタル焼付・異音・圧縮不足(使用限度以下) オーバーホールを要するもの
◎噴射ポンプ	オーバーホールを要するもの
◎ミッション	走行不能車
◎デフ	破損している物



改 定 後

◎ エンジン	本体(補機類除く)、ピストン・メタル焼付き・異音・圧縮不足(使用限度以下)等オーバーホールを要するもの
◎ 噴射ポンプ	オーバーホールを要するもの
◎ ミッション・トランスファ	● オートマチック内部機構 変速不良・すべり・異音・振動・ショック等の異常かつ重大な不具合 ● マニュアルミッション内部機構 異音・振動等の異常な不具合及び変速不良 ● トランスファ 破損しているもの
◎ デフ	破損しているもの
以上、重症なもの事務局が判断したもの	

《 変更2 》 その他クレーム裁定にあたって、(1)~(20)の追加事項 (8ページ)

- 追 加** (21) クレーム等事実確認方法
- ① JU札幌 検査員による出張確認
 - ② 代理人による出張確認
 - ③ 会場引き取り確認
 - ④ その他ディーラー等による確認

尚、確認費用はクレーム内容が事実の場合、出品店負担とし、事実でない場合は落札店負担とします。


この用紙を規約書に綴じる、または転記されるようお願いいたします。

② その他 変更・追加事項

- 出品申込書の記載内容が一部変更になります。

装備品の記載内容を「メーカー装着のみ」から「純正品に限る」に変更します。したがって、ディーラーオプション品も○印可になりますので、ご注意ください。

- コーナー運用規定 掘出しコーナー・0売切りコーナー クレーム受付事項追加

現 行	年式・メーター問題
	
改定後	年式・メーター問題・盗難車(接合車)・車歴

JU 札幌 業 務 部

札幌市東区東雁来町259番16 TEL(011)872-5181